

ないかくふほんぶしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かん
内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する
たいおうししん かいていあん かん いけんぼしゅう けっか
対応指針（改定案）に関する意見募集の結果について

れい わ ねん がつ にち
令和5年9月29日
ないかくふせいさくとうかつかん せいさくちようせいたんとう つき
内閣府政策統括官（政策調整担当）付
しょうがいしゃ せさく たんとう
障害者施策担当

ないかくふ ないかくふほんぶしよかんじぎょうぶんや しょうがい りゆう
内閣府においては、「内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする
さべつ かいしょう すいしん かん たいおうししん かいていあん こうひょう ひろ こくみん みなさま
差別の解消の推進に関する対応指針（改定案）」を公表し、広く国民の皆様か
ごいけん ぼしゅう
ら御意見を募集いたしました。

ていしゅつ ごいけん い か がいよう し
提出された御意見について、以下のとおり概要をまとめましたので、お知らせ
いたします。

1. 実施方法

- ぼしゅうきかん れい わ ねん がつ にち もく れい わ ねん がつ にち きん
(1) 募集期間：令和5年7月6日（木）～令和5年8月4日（金）
- いけんていしゅつほうほう じょう いけんぼしゅう ゆうそう およ
(2) 意見提出方法：インターネット上の意見募集フォーム、郵送、FAX及
でんし
び電子メール

2. 御意見総数

けん
14件

3. 御意見の概要及びそれに対する考え方

べっし
別紙のとおり

ごいけん しゅし ないよう こうりょ うえ てきぎようやくまた しょうりやく
※御意見は、その趣旨や内容を考慮の上、適宜要約又は省略をしています
(したがって、別紙の項目数と上記御意見総数は一致しません。)

4. 公布・施行日

こうふび れい わ ねん がつ にち よてい
公布日：令和5年9月29日（予定）

せこうび れい わ ねん がつ にち
施行日：令和6年4月1日